

救急救命の高度化の推進に関する調査研究委託事業実施要綱

平成 25 年 5 月 1 日

改正 令和 6 年 2 月 7 日

1 目的

一般財団法人救急振興財団は、病院前救護体制の質の向上と救急業務に関連する諸問題の解決に向け必要とされる救急救命の高度化に関する研究の委託事業を実施し、研究成果を広く社会に還元することで、全国の救急救命士の養成を行う唯一の公益機関としての社会的要請に応えることとする。

2 委託対象機関

次の各号に掲げる団体を対象とする。

- (1) 消防機関
- (2) 医療機関
- (3) その他公益を目的とした団体

3 委託対象事業

プレホスピタルケアの向上と救急に係る諸問題の解決並びに傷病者の救命率向上等に資する先進的な調査研究

4 委託金額

この要綱に基づく委託金の限度額は、200 万円とする。

5 委託期間

委託事業の実施期間は、契約から委託年度内に完了しなければならないものとする。ただし、調査研究の内容により、委託年度内を越える期間が必要であると認められる場合には、次年度の範囲内で事業の完了期日を延長することができるものとする。

6 委託事業申請手続き

この要綱に基づく研究事業を受託する団体は、理事長が定める期日までに一般財団法人救急振興財団委託研究事業申請書（様式 1 号）を提出しなければならない。

7 研究課題及び委託団体の選定

理事長は、別に定める「救急の課題等検討委員会」で審査した結果に基づき、研究課題及び委託団体を選定する。

8 委託手続き

理事長は、前項の審査結果を受け、申請を受けた年度内に委託団体に対して事業委託決定通知書(様式第2号)により通知し、新年度開始時に契約書を締結し当該事業を委託するものとする。

9 委託金の交付

契約を締結した委託団体に対し、事業開始当初に委託金の半額を交付し、残金については、当該団体からの完了報告書の提出をもって交付する。

10 事業計画の変更等

事業委託の決定を受けた者は、当該事業が期間内に終了しないこととなった場合、又はその他の委託研究事業申請書に記載された事項に変更のあった場合において、すみやかにその旨を理事長に届け出なければならない。

11 事業委託決定の変更又は取消し

理事長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、事業委託の変更、取消し又は既に交付した委託金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

12 委託対象事業の完了報告

事業委託を受けた者は、当該事業が完了したときは、すみやかに完了報告書(様式第4号)に成果物を添えて理事長に提出しなければならない。

13 補則

この要綱に定めるもののほか、事業委託に係るその他の事項は、別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。